

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道空港条例
根拠条項	第8条
処分の概要	空港設備を使用する者又は空港内で営業する者が条例等に違反した場合等、その使用若しくは営業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
法令の定め	空港設備を使用する者又は空港内において営業する者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこれらに基づく処分若しくは処分に付した条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わなかったときは、その使用若しくは営業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
処分基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）
処分担当課	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ）
問い合わせ先	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ） 各空港管理事務所
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月 1日作成)

法令名	北海道空港条例施行規則
根拠条項	第16条の2
処分の概要	次の制限行為に違反した者に対して、当該行為を制止し、又は空港からの退去若しくは現状回復その他必要な措置を命ずることができる。・第12条（入場制限）・第13条第1項（立入制限）・第14条第1項（車両の使用等の制限）・第15条（給油作業等の制限）・第16条第1項（禁止行為）
法令の定め	知事は、第12条の規定による入場の制限に違反して空港に入場した者等、上記のいずれかに該当する者に対して、当該行為を制止し、又は空港からの退去若しくは現状回復その他必要な措置を命ずることができる。
処分基準	未設定（法令の定めに尽くされている。）
処分担当課	各空港管理事務所（電話番号： ）
問い合わせ先	各建設管理部用地管理室維持管理課（電話番号： ） 各空港管理事務所
備考	（公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kei/shinsakijun.htm ）